

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」により、井戸水を使用している学校の水質検査を定期的に実施し、学校における使用水の安全を確保するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 水質検査対象校（4施設5ヶ所）

- ア 広島市立戸山小学校（安佐南区沼田町大字阿戸3722番地）
- イ 広島市立湯来南小学校（佐伯区湯来町大字白砂3555番地の1）
※高架水槽の水源が2系統あるため、2ヶ所を対象とする。
- ウ 広島市立湯来東小学校（佐伯区湯来町大字麦谷1803番地の1）
- エ 広島市立砂谷中学校（佐伯区湯来町大字伏谷5番地の1）

(2) 採水場所、採水月、検査項目

ア 給水栓水

下表のとおり

採水場所	採水月	検査項目
	毎月	
戸山小学校	○	別紙1のとおり
湯来南小学校	○（2ヶ所）	
湯来東小学校	○	
砂谷中学校	○	
検体数	5検体	

イ 原水

下表のとおり

採水場所	採水月	検査項目
	6月	
戸山小学校	○	別紙2のとおり
湯来南小学校	○（2ヶ所）	
湯来東小学校	○	
砂谷中学校	○	
検体数	5検体	

※給水栓水の採水場所は、学校の状況が把握できる給水末端とすること。

(3) 検査方法

検査は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条の規定に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する環境大臣が定める検査方法、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法及び上水試験方法（公益社団法人日本水道協会）に準じる。

(4) 検体の収集及び収集日

ア 受注者はあらかじめ収集計画を発注者に提出する。

イ 発注者により承認された収集計画に基づき水質検査対象校を巡回し収集すること。

ウ 収集日を変更する場合は、あらかじめ発注者の了解を得ること。変更に係る対象校への連絡は、受注者が行うこと。

2 実施報告

(1) 毎月の業務完了後、業務完了報告書（別紙様式1）を速やかに発注者に報告すること。

(2) 業務完了報告書には、各施設の学校長の確認を受けた履行確認書（別紙様式2）及び、施設ごとの試験検査成績書（様式の定めなし）を添付すること。

3 その他

(1) 検査の結果、水道法第4条の規定に基づく「水質基準に関する省令」に規定する基準に適合しない場合は、上記2に関わらず直ちに発注者に報告すること。

(2) 異常事態が発生した場合は、速やかに発注者に連絡すること。

(3) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者と協議の上実施すること。

原水の検査項目

一般細菌
大腸菌
塩化物イオン
有機物（全有機炭素（TOC）の量）
pH値
味
臭気
色度
濁度

業 務 完 了 報 告 書

1 業 務 名 飲料水水質検査業務 (月分)

2 採 水 日 令和 年 月 日

3 採水場所 広島市立戸山小学校 (1ヶ所)
広島市立湯来南小学校 (2ヶ所)
広島市立湯来東小学校 (1ヶ所)
広島市立砂谷中学校 (1ヶ所)

4 検査区分

区分	実施
給水栓水 (月1回) 検査	
給水栓水 (年1回) 検査 (全項目)	
原水 (年1回) 検査	

※ 実施した区分に○印をつけること。

5 添付書類

- (1) 履行確認書
- (2) 水質検査成績書

上記のとおり業務が完了したので報告します。

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代表取締役

履 行 確 認 書

業 務 名	飲料水水質検査業務 (月分)	
採水日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
採水場所	広島市立 学校	
検査区分 ※実施した区分 に○印をつける こと。	給水栓水 (月 1 回) 検査	
	給水栓水 (年 1 回) 検査 (全項目)	
	原水 (年 1 回) 検査	
作業従事者名		

上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

職 名	氏 名
電話番号	